

# 燃油費緊急支援事業補助金交付要綱

令和4年8月30日制定

## (趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の拡大や、原油価格高騰により、漁業経営に多大な影響を受けている漁業者及び養殖業者（以下「漁業者等」という。）の負担を緩和するため、沖縄県内の漁業者等に対して、予算の定めるところにより、燃油費緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助対象期間)

第2条 補助金の対象となる期間は、令和4年8月1日から令和5年2月28日までとする。

## (補助対象事業者)

第3条 補助金の対象となる事業者は、沖縄県内に住所を有する漁業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業者が県内漁業協同組合、又は漁業者等で組織する団体（以下「漁業団体等」という。）の組合員等であるときは、補助金の申請をしようとする組合員等に代わり当該漁業団体等がとりまとめて申請することができる。

## (補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の対象となる経費は、第2条に規定する期間に調達した燃油のうち、漁業の用に供するA重油、軽油、ガソリンその他燃油（以下「漁業用燃油」という。）の購入に要した経費とする。

2 補助対象事業者への補助金の額は、別記1により四半期ごとに知事が定める漁業用燃油1リットルあたりの補助単価に購入数量を乗じた金額とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (申請の手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が定める日までに、燃油費緊急支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 燃油使用計画（実績計算）書（様式第2号）
- (2) 燃油費緊急支援事業燃油使用量等証明書（様式第3号）
- (3) 前各号のほか、知事が必要と認める書類

2 申請する補助金の額は、別記2により定める方法で算出するものとする。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合、その内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、当該申請者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその燃油費緊急支援事業補助金交付申請取下書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(申請内容の変更等)

第8条 補助事業者は、次に掲げる重要な変更該当するときは、あらかじめ燃油費緊急支援事業補助金変更等承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金請求の中止又は廃止
- (2) 補助事業者の変更
- (3) 補助金の増
- (4) 補助金の30パーセントを超える減

(軽微な変更)

第9条 軽微な変更は、前条の重要な変更に掲げる変更以外の変更とする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、知事が定める日までに燃油費緊急支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 燃油使用計画（実績計算）書（様式第2号）
- (2) 燃油費緊急支援事業燃油使用量等証明書（様式第3号）
- (3) 漁業用燃油の購入を証明するもの（領収書、納品書等の写し）
- (4) 前各号のほか、知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定

の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、第8条に掲げる補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、事務手続の遅延その他不適當な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、燃油費緊急支援事業補助金概算払請求書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 燃油使用計画(実績計算)書(様式第2号)
- (2) 燃油費緊急支援事業燃油使用量等証明書(様式第3号)
- (3) 漁業用燃油の購入を証明するもの(領収書、納品書等の写し)
- (4) 前各号のほか、知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助金の確定通知を受けたときは、燃油費緊急支援事業補助金精算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（立入検査）

第14条 知事は、この要綱に規定するもののほか、補助金に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な資料の提出を求め、又は関係職員に帳簿その他の物件を検査させることができる。

（証拠書類の整理）

第15条 補助事業者は、本補助金についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して補助金の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

（軽石被害に係る緊急支援事業との併用）

第16条 軽石被害に係る緊急支援事業により補助金の交付を受けた月は、本補助金の対象外とする。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年8月30日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限りで、この効力を失う。

ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、同日以降もなおその効力を有する。

## 別記 1

### 補助単価の設定について

四半期ごとに知事が定める漁業用燃油 1 リットルあたりの補助単価は以下により算出する。

#### (1) 漁業用燃油価格差補助単価

- ① 四半期ごとに、当該四半期の平均原油価格が直前 7 年間の原油価格のうち、高値 1 年分と安値 1 年分を除いた 5 年間分の平均価格（以下「補助基準価格」という。）を超える場合において、当該四半期の平均原油価格と補助基準価格の差額を支援対象金額とし、支援対象金額の 4 分の 1 を補助単価とする。
- ② ①の規定にかかわらず、当該四半期の平均原油価格が補助基準価格に 108.5 パーセントを乗じた価格（以下「108.5 パーセント価格」という。）を超える場合において、108.5 パーセント価格を超える部分については、支援対象金額 6 分の 1 を補助単価とする。
- ③ ①及び②の規定にかかわらず、当該四半期の平均原油価格が補助基準価格に 117 パーセントを乗じた価格（以下「117 パーセント価格」という。）を超える場合において、117 パーセント価格を超える部分については、支援対象金額の 8 分の 1 を補助単価とする。

## 別記 2

### 申請額算出の方法について

申請する補助金の額は、別記 1 により四半期ごとに知事が定める漁業用燃油 1 リットルあたりの補助単価に燃油使用計画量（1 か月の燃油使用計画量×申請月分）を乗じた金額とする。

なお、その時の補助単価は、知事が定める四半期の補助単価を用いるものとする。